（専用水道における策定例①）

**平成31年度水質検査計画**

　○○○株式会社が管理している専用水道により供給している水道水の安全性を確保するため、水道法施行規則第15条第６項に基づき、平成31年度水質検査計画を以下のとおり定める。

**１　専用水道の概要**

**（１）専用水道の名称**

○○○○専用水道

**（２）水源の種類等**

　自己水源

・水源の種類　　浅井戸（深さ○ｍ）

・水源の所在地　○○市□□町△△

又は

水道水受水　○○市町村水道事業から受水　等

**（３）施設の概要**

　　　自己水源からポンプで汲み上げた原水に次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を行った後給水

　　　又は

　　　自己水源からポンプで汲み上げた原水を除鉄処理し、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒給水

又は

　　　○○市町村水道事業者から受水した水道水をタンクに貯留した後、配水管により給水　等

**２　水質管理上の問題点**

自己水源である浅井戸は、水田地帯に所在していることから、水田で使用される肥料や農薬が地下浸透するおそれがあることから、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、pH値への影響について注意が必要である。

又は

概ね良好な状態であり、浄水についても水質基準値を大幅に下回っており、安全で良質な水であるといえる。

又は

人為的な汚染は少ないが、自然由来のマンガン及び有機物が高く、前塩素、中塩素併用処理で対応している。

又は

○○市町村水道事業者から受水した水道水は、貯水槽にいったん貯めた後に配水管で給水しているが、老朽化した鉄管を使用している箇所があるため、配管から溶出する鉄や硬度についての注意が必要である。　等

**３　水質検査項目等**

1. **水質検査項目を行う項目**

**ア　毎日検査**

（ア）検査項目　色、濁り、消毒の残留効果

（イ）採水の場所　○○○棟１階事務室内の給水栓

（ウ）検査の回数　１日１回

（エ）（ウ）の理由　水道法施行規則第15条第１項の規定による

（オ）検査実施者　○○課職員　等

**イ　定期の水質検査**

（ア）検査項目　水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する項目

（イ）採水の場所　○○○棟１階事務室内の給水栓

（ウ）検査の回数　別表のとおり

（エ）（ウ）の理由　水質検査頻度の省略を行う項目の根拠は別表のとおり

（オ）検査機関　○○検査センターに委託

　　　　　　　又は

　　　　　　　水道法第20条第３項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託する。（なお、検査機関は平成30年４月に速やかに入札を行い決定する。）　等

**ウ　原水の水質検査**（☆本検査は行政指導事項である）

（ア）検査項目　・水質基準項目から、消毒副生成物等12項目(総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味)を除く39項目

　　　　　　　　・指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）

・クリプトスポリジウム等

（イ）採水の場所　塩素処理を行う前の水（採水ドレインから採水）

（ウ）検査の回数　・水質基準項目：年１回

・指標菌：年○回（△月、□月、×月）

・クリプトスポリジウム等：年○回（△月、□月、×月）

（エ）（ウ）の理由　厚生労働省通知に準じる

　　（オ）検査機関　○○検査センターに委託

又は

　　　　　　　　　　水道法第20条第３項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託する。（なお、検査機関は平成30年４月に速やかに入札を行い決定する。）　等

**エ　臨時の水質検査**

水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、水道法施行規則第15条第２項に基づき、臨時の水質検査を行う。

（ア）水源の水質が著しく悪化したとき

（イ）水源に異常があったとき

（ウ）水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき

（エ）浄水過程に異常があったとき

（オ）配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

（カ）その他特に必要があると認められるとき

**（２）水質検査を委託する場合における当該委託の内容**

**ア　委託の範囲**

（ア）具体的な検査項目、頻度

　　　　　　別表に掲げる定期の検査項目、回数のすべて。

　　（イ）試料の採取及び運搬方法

　　　　　　受託者が採水及び運搬を行う。

　　　　　　又は、

○○課職員が採水し、受託者が運搬を行う（原則採水後○○時間以内に引き渡す）。　等

　　（ウ）臨時検査の取扱い

　　　　　　専用水道の設置者と受託者で協議の上、検査項目・回数を決定する。

　　**イ　委託した検査の実施状況の確認方法**

水質検査結果について、水質検査の結果の根拠となる資料（検量線、クロマトグラム並びに濃度計算書等）を確認する。

**４　その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項**

**（１）水質検査結果の評価に関する事項**

　　　水質検査結果については、検査の都度、基準値超過がないか確認する。

**（２）水質検査計画の見直しに関する事項**

　　　水質検査計画の内容については、毎年３月（又は事業年度の最終月である○月）に見直しを行う。

特に、年度内に得られた水質検査結果を踏まえ、次年度の定期の水質検査に係る検査頻度について留意する。

**（３）水質検査の精度・信頼性保証に関する事項**

水質検査を委託している水質検査機関において精度管理がなされているか１年に○回確認を行う。

又は

水質検査は当社で実施しているが、精度管理の実施状況について１年に○回内部点検を行う。　等

**（４）関係者との連携に関する事項等**

健康危機発生時には、富山県○○厚生センターあるいは富山県厚生部生活衛生課に通報した上で、連携して迅速に対策を講じる。（町村内に所在する場合）

　　　又は、

　　　健康危機発生時には、○○市××課に通報した上で、連携して迅速に対策を講じる。（市内に所在する場合は、市役所の専用水道担当課）

別表　定期の水質検査項目、回数等

（例示：検査回数の省略可項目の過去３年間の検査結果が基準の1/10以下の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項目 | 浄水 | 原水 | 浄水の検査回数の設定理由 |
| 1月に1回(毎月) | 3月に1回(4、7、10、1月) | 1年に1回 | 3年に1回 | 1年に1回(7月) |
| 1 | 一般細菌 | ○ |  |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
| 2 | 大腸菌 | ○ |  |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
| 3 | カドミウム及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 4 | 水銀及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 5 | セレン及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 6 | 鉛及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 7 | ヒ素及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 8 | 六価クロム化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 9 | 亜硝酸態窒素 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 10 | シアン化物イオン及び塩化シアン |  | ○ |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
| 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 12 | フッ素及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 13 | ホウ素及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 14 | 四塩化炭素 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 15 | 1,4-ジオキサン |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 17 | ジクロロメタン |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 18 | テトラクロロエチレン |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 19 | トリクロロエチレン |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 20 | ベンゼン |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 21 | 塩素酸 |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 22 | クロロ酢酸 |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 23 | クロロホルム |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 24 | ジクロロ酢酸 |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 25 | ジブロモクロロメタン |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 26 | 臭素酸 |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 27 | 総トリハロメタン |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 28 | トリクロロ酢酸 |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 29 | ブロモジクロロメタン |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 30 | ブロモホルム |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 31 | ホルムアルデヒド |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 32 | 亜鉛及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 33 | アルミニウム及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 34 | 鉄及びその化合物 | ○ |  |  |  | ○ | 概ね１月に１回以上（県指導） |
| 35 | 銅及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 36 | ナトリウム及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 37 | マンガン及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 38 | 塩化物イオン | ○ |  |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
| 39 | カルシウム、マグネシウム等（硬度） | ○ |  |  |  | ○ | 概ね１月に１回以上（県指導） |
| 40 | 蒸発残留物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 41 | 陰イオン界面活性剤 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 42 | ジェオスミン |  |  |  |  | ○ | 藻類の発生時期がないので検査不要 |
| 43 | 2-メチルイソボルネオール |  |  |  |  | ○ | 藻類の発生時期がないので検査不要 |
| 44 | 非イオン界面活性剤 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 45 | フェノール類 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 46 | 有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量） | ○ |  |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
| 47 | ｐＨ値 | ○ |  |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
| 48 | 味 | ○ |  |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 49 | 臭気 | ○ |  |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
| 50 | 色度 | ○ |  |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
| 51 | 濁度 | ○ |  |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
|  | 項目数合計 | 11 | 12 | 0 | 26 | 39 |  |

注１）上表は、過去３年間の水質検査結果が全て基準値の1/10以下の場合の一例。

注２）データの整理にあたっては、別表１を参考に使用されたい。

注３）「１年に１回など」該当がない欄は、必要に応じて削除しても差し支えない。

注４）他の法律で水質検査頻度が規定されている場合には、両者を比較し、より検査頻度の厳しいものを記載すること。　　例）建築物衛生法による特定建築物：鉛、亜鉛、銅、蒸発残留物など

（専用水道における策定例②）

下線：行政指導

**平成31年度○○専用水道水質検査計画**

　○○○株式会社が管理している専用水道により供給している水道水の安全性を確保するため、水道法施行規則第54条により準用する同規則第15条第６項に基づき、平成30年度水質検査計画を以下のとおり策定する。

**１　専用水道の概要**

**（１）専用水道の名称**

○○○○専用水道

**（２）水源の種類等**

　自己水源

・水源の種類　　浅井戸（深さ○ｍ）

・水源の所在地　○○郡□□町△△番地

**（３）施設の概要**

　当社施設の敷地内の浅井戸よりポンプで原水を取水し、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を行った後、いったん水槽に貯め、高架水槽にポンプアップしている。高架水槽からは自然流下で各蛇口まで供給している。

また、クリプトスポリジムの汚染のおそれはレベル２であるため、原水の指標菌検査による水質監視が必要である。

**２　水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの**

自己水源である浅井戸は、水田地帯に所在していることから、水田で使用される肥料や農薬が地下浸透するおそれがあることから、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ｐＨ値の変動について注意が必要である。

**３　水質検査項目等**

1. **水質検査項目を行う項目**

**ア　定期の水質検査**

（ア）検査項目　・色、濁り、消毒の残留効果

・水質基準項目

（イ）採水の場所　○○○棟１階事務室内の給水栓

（ウ）検査の回数　・色、濁り、消毒の残留効果　１日１回

・水質基準項目　別表のとおり

（エ）（ウ）の理由　・水質検査頻度の省略を行う項目の根拠は別表のとおり

　　　　　　　　　　　・なお、本施設は建築物衛生法による特定建築物に該当するため、鉛、亜鉛、銅、蒸発残留物は、より検査頻度の厳しい方法とする。

**イ　原水の水質検査**

（ア）検査項目　・水質基準項目から、消毒副生成物等12項目(総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味)を除く39項目

・指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）、クリプトスポリジウム、ジアルジア（以下「クリプトスポリジウム等」という。）

（イ）採水の場所　塩素処理を行う前の水（採水ドレインから採水）

（ウ）検査の回数　別表のとおり

（エ）（ウ）の理由　水質検査頻度の省略を行う項目の根拠は別表のとおり

**ウ　臨時の水質検査**

水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、アに準じて、臨時の水質検査を行う。

（ア）水源の水質が著しく悪化したとき

（イ）水源に異常があったとき

（ウ）水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき

（エ）浄水過程に異常があったとき

（オ）配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

（カ）その他特に必要があると認められるとき

**（２）水質検査を委託する場合における当該委託の内容**

**ア　委託先**

1. 名称　　 ○○検査センター
2. 所在地 　富山市○○町△△番地

（ウ）登録番号　厚生労働省登録水質検査機関　□□号

**イ　委託の範囲**

（ア）具体的な検査項目、頻度

　　　　　別表のとおり（毎日検査項目を除くすべての項目）

　　（イ）試料の採取及び運搬方法

　　　　　○○株式会社の社員が午前中に採水を行い、当日中に同社の車両で運搬する。

　　（ウ）臨時検査の取扱い

　　　　　臨時検査が必要な場合は、当初の契約に従い、当該水質検査機関に委託する。

　　**ウ　委託した検査の実施状況の確認方法**

○月に検査施設に立入検査を行い、精度管理の実施状況などを確認する。

**４　その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項**

**（１）水質検査結果の評価に関する事項**

　　　水質検査結果については、検査の都度、基準値超過がないか確認する。

**（２）水質検査計画の見直しに関する事項**

　　　水質検査計画の内容については、毎年３月又は必要が生じた場合に見直しを行う。

**（３）水質検査の精度・信頼性保証に関する事項**

当社で行っている水質検査の実施内容について１年に１回内部点検を行う。

**（４）関係者との連携に関する事項等**

水質汚染事故などが発生した場合又は定期の水質検査結果が基準を超過した場合には、富山県○○厚生センター又は富山県厚生部生活衛生課に速やかに連絡、相談の上、必要な対策を講じる。

別表　定期の水質検査項目、回数等

（水質基準項目）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項目 | 浄水 | 原水 | 浄水の検査回数の設定理由 |
| 1月に1回(毎月) | 3月に1回(4、7、10、1月) | 1年に1回(7月) | 3年に1回(7月) | 1年に1回(7月) |
| 1 | 一般細菌 | ○ |  |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
| 2 | 大腸菌 | ○ |  |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
| 3 | カドミウム及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 4 | 水銀及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 5 | セレン及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 6 | 鉛及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 7 | ヒ素及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 8 | 六価クロム化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 9 | 亜硝酸態窒素 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 10 | シアン化物イオン及び塩化シアン |  | ○ |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
| 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 12 | フッ素及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 13 | ホウ素及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 14 | 四塩化炭素 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 15 | 1,4-ジオキサン |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 17 | ジクロロメタン |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 18 | テトラクロロエチレン |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 19 | トリクロロエチレン |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 20 | ベンゼン |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 21 | 塩素酸 |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 22 | クロロ酢酸 |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 23 | クロロホルム |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 24 | ジクロロ酢酸 |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 25 | ジブロモクロロメタン |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 26 | 臭素酸 |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 27 | 総トリハロメタン |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 28 | トリクロロ酢酸 |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 29 | ブロモジクロロメタン |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 30 | ブロモホルム |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 31 | ホルムアルデヒド |  | ○ |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 32 | 亜鉛及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 33 | アルミニウム及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 34 | 鉄及びその化合物 | ○ |  |  |  | ○ | 概ね１月に１回以上（県指導） |
| 35 | 銅及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 36 | ナトリウム及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 37 | マンガン及びその化合物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 38 | 塩化物イオン | ○ |  |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
| 39 | カルシウム、マグネシウム等（硬度） | ○ |  |  |  | ○ | 概ね１月に１回以上（県指導） |
| 40 | 蒸発残留物 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 41 | 陰イオン界面活性剤 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 42 | ジェオスミン |  |  |  |  | ○ | 藻類の発生時期がないので検査不要 |
| 43 | 2-メチルイソボルネオール |  |  |  |  | ○ | 藻類の発生時期がないので検査不要 |
| 44 | 非イオン界面活性剤 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 45 | フェノール類 |  |  |  | ○ | ○ | 過去３年間の検査結果が基準の1/10以下 |
| 46 | 有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量） | ○ |  |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
| 47 | ｐＨ値 | ○ |  |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
| 48 | 味 | ○ |  |  |  |  | 検査回数の減不可項目 |
| 49 | 臭気 | ○ |  |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
| 50 | 色度 | ○ |  |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
| 51 | 濁度 | ○ |  |  |  | ○ | 検査回数の減不可項目 |
|  | 項目数合計 | 11 | 12 | 0 | 26 | 39 |  |

（指標菌等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 指標菌等 | 原水 | 検査回数の設定理由 |
| 1月に1回(毎月) | 3月に1回(4、7、10、1月) | 1年に1回(7月) | 3年に1回(7月) |
| 1 | 指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌） |  | ○ |  |  | クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがレベル２ |
| 2 | クリプトスポリジウム等 |  |  |  |  | クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがレベル２ |